

日本建築学会  
倫理綱領・行動規範  
の  
ガイドライン

2024年11月

一般社団法人日本建築学会  
倫理委員会

## はじめに

日本建築学会では、1999年5月に、「倫理綱領」および「行動規範」を制定しました。その後も、東日本大震災など社会的情勢の変化を受けて、見直しの検討を行ったうえで、「倫理綱領」は継承するものとし、「行動規範」については、新しい7項目として改定し、2014年3月に公表するにいたっています。

本会会員は、「倫理綱領」を建築実践における基本理念として共有し、「行動規範」に基づく判断・行動を実践することが求められますが、そのためには、それぞれについての解説を設けることによって理解を深めていただくことが望ましいと、倫理委員会として判断し、「日本建築学会倫理綱領・行動規範のガイドライン」を作成することとしました。

建築にかかわる実践は、常に倫理的課題を伴うことから、本会会員として、「倫理綱領」「行動規範」およびそれらの解説を、倫理実践におけるガイドラインとして活用されることを期待するものです。

## 前文

日本建築学会の倫理綱領・行動規範は、本会会員が自らの良心に従い、崇高な誇りを持って、建築にかかわる学術・技術・芸術の進歩発達と社会に貢献するための基本理念を定めている。その本文は、「倫理綱領」および「行動規範」から成り立ち、1999年5月に制定され現在に至っている。その後、倫理問題の諸事項を掌理することを目的に、会務関係委員会として「倫理委員会」が2004年8月に発足した。その活動の目的は、「倫理綱領・行動規範」の普及・啓発と継続的な見直し、ならびに建築にかかわる倫理問題について社会へ向けた情報発信、出版物・教材等を通じた倫理教育の推進、その他、建築にかかわる倫理問題に関する事項を担当することである。そこで、倫理委員会は、現行の理念を尊重して慎重に審議を重ねた結果、「倫理綱領」の本文は、当初の内容を継承して、「行動規範」の内容を今日の社会情勢に対応させて見直し、新たな7項目とした。

## 倫理綱領

日本建築学会は  
それぞれの地域における  
固有の歴史と伝統と文化を尊重し  
地球規模の自然環境と  
培った知恵と技術を共生させ  
豊かな人間生活の基盤となる  
建築の社会的役割と責任を自覚し  
人々に貢献することを使命とする

## 行動規範

### I. 建築技術の継承と伝統文化の崇敬

本会会員は、古来、先人により伝承されている「強・用・美」の理念を涵養し、優れた建築技術の継承と地域の伝統文化を崇敬する。

### II. 安全な建築と良質な都市環境の構築

本会会員は、人間生活を脅かす災害や事故を想定して、誰もが安心できる安全な建築と良質な都市環境の構築に最善を尽くす。

### III. 機能的で美しい生活環境の創造

本会会員は、自らの叡智と培った技能を最大限に発揮して、人類の発展と福祉のために、機能性に配慮した美しい生活環境の創造を目指す。

### IV. 地球環境の保全と持続可能な発展

本会会員は、地球環境の保全と持続可能な発展のために、廃棄物や汚染の発生を最小限として、限られた資源の有効な活用に努める。

### V. 学術的中立性に基づく公益情報の共有と発信

本会会員は、学術的な中立性を基本として、自らがかわる専門の分野における公益性のある情報の共有に努め、積極的に社会へ発信する。

### VI. 知的財産の尊重と不可侵

本会会員は、公表された学術的成果や特許等の知的財産を尊重し、他者の知的成果や著作権を侵さない。

### VII. 地域社会や国際社会への貢献と寄与

本会会員は、会員相互の協力のもとに、他の学術団体や職能集団と協調して地域社会に貢献するとともに、国際社会の発展に寄与する。

## 倫理綱領

日本建築学会は  
それぞれの地域における  
固有の歴史と伝統と文化を尊重し  
地球規模の自然環境と  
培った知恵と技術を共生させ  
豊かな人間生活の基盤となる  
建築の社会的役割と責任を自覚し  
人々に貢献することを使命とする

本会は、1886年に、辰野金吾らの発起人26名の有志により「造家學會」の名称で発足しました。その後、伊東忠太が、「建築雑誌」（第90号）の論説で「我が造家學會の改名を望む」と提議したことなどを背景にして、1897年に「建築學會」に改名されました。現在、本会の目的は、定款第4条に「会員相互の協力によって、建築に関する学術・技術・芸術の進歩発達をはかり、もって社会に貢献すること」と、明記されています。

1995年の兵庫県南部地震における深刻な災害や、建設産業が地球環境におよぼす影響などを起点として、本会の活動展開にあたり「安全安心のための学会基準の策定」、「地球環境に向けた行動計画」、「建築資格と教育の国際相互承認」、「子供と高齢者に向けた学会行動計画」などについて、我が国はもとより世界に向けて、発信してきております。その一環として、1998年5月理事会で「倫理綱領・行動規範」策定に着手することを決議し、1999年5月に「倫理綱領・行動規範」<sup>0-1)</sup>が制定されました。この「倫理綱領」は、次世代の持続的発展を願う本会会員の、誇り高き宣言でもあります。

その後、倫理問題の諸事項を掌理することを目的に、会務関係委員会として「倫理委員会」が2004年8月に発足し、「倫理綱領・行動規範」の普及・啓発と継続的な見直し、ならびに建築にかかわる倫理問題について社会へ向けた情報発信、出版物・教材等を通じた倫理教育の推進などの事項を担当することになりました。倫理委員会では、慎重に審議を重ねた結果、「行動規範」の内容を今日の社会情勢に対応させて見直し、新たな7項目とする一方で、「倫理綱領」の本文は、当初の内容を継承することとしました。

「倫理綱領」は、わずか8行の文章ですが、その中に建築倫理の本質が凝縮されています。そこに登場するキーワード「歴史」、「伝統」と「文化」は、いずれも過去とのかかわりを表現するものです。歴史は、過去における人間の行為を対象とします。その対象は直接我々が知覚することのできないものであるため、過去から現在に残された史料を媒介として認識されます。建築・住居跡も大

切な史料です。

文化は、人間の営みを充実向上させるうえで、新しい価値を創造するという意味を含んでおり、人々の政治的・経済的・文化的感性を基準とした恒常的な取捨選択によって変化を継続した場合、伝統文化へと変容します。

伝統文化が「地域」に根ざす人々によって成長し、地域文化として息づくとき、否応なく、次世代への柔軟な対応が求められます。それゆえ、あらゆる地域や領域で、既存の伝統文化を現代文脈の中で如何に再構成し再生させ得るかが問われるわけです。地域には、そうした固有の歴史的・文化的な価値を有する建築物があります。

この歴史的建築物を尊重して、適切に保存・活用することが、地域の活性化や魅力あるまちづくりを行う上で重要です。現状はとて十分ではありません。建造物を建てては壊すといった、いわゆる新規の建設需要で経済を回す成長モデルに換えて、古い建物を活用することで、そこに付加価値を生み出すモデルで豊かな成熟社会を実現すべきです。直近の利益を優先した市場規範での対応を続けていると、最終的には大きな富をもたらさずの貴重な歴史的建築物を失ってしまいます。歴史的価値を残しながら新しいデザインで改修された建築が存在することで、その都市や環境は必ず重層的で豊かなものとなります。そのためには歴史的価値を重んじる態度とクリエイティブで質の高い態度を併せ持って、建築に臨むことが必要です。

地球規模の環境破壊が進むなか、生活環境の充実にどのような貢献ができ、いかなる社会的責任を負うべきかが強く問われる中で、「地球規模の自然環境との共生」が求められています。現在日本では、自然災害が頻発し、被害拡大の傾向にあります。気候変動の影響は災害となって顕在化し、喫緊の課題になっている状況です。これを解決するための脱炭素（カーボン・ニュートラル）の流れは、建築業界を大きく変える圧力で課題解決を迫っており、本会でもこれらへの「知恵と技術」の対応が急がれています。

地球規模でものを考えること、自然環境に至る広い視野をもつことが求められています。ストック活用を始め、材料・工法の開発も含み、持続可能な未来を提案することにより、建築の専門家として本会会員には、また新しい時代の倫理として「地球規模の自然環境」を考えていく姿勢がさらに強く求められるということです。

建築産業の成果物たる建築物を「人間生活の基盤」に位置づけるには、建築物を企画・計画・設計・施工する職能者が、「建築の社会的役割」を強く意識しながら建築主と合意の上で意思決定を行う必要があります。それこそが「責任の自覚と人々への貢献」ということです。

<詳細は「参考文献等リスト」参照>

O-1) 倫理綱領・行動規範の策定について

## 行動規範 I

### I. 建築技術の継承と伝統文化の崇敬

本会会員は、古来、先人により伝承されている「強・用・美」の理念を涵養し、優れた建築技術の継承と地域の伝統文化を崇敬する。

#### 1. 古来伝承の「強・用・美」の理念

「建築」は、「様々な目的のために人間が造り上げるもの」ですから、太古の昔から現在に至るまで、夥しい数の人間の「叡智や努力」が積み重ねられてきました。

本会会員は、まず、そのことに思いを致し、古今東西の先人達に対する深い感謝の念を持ってそれぞれの職務に当たりたいものです。また、「建築とは何か」という問いは、これからも永遠に続く問いでしょうが、多くの先人達がほぼ共通した答として受け継いできた「強・用・美」の理念（建築は「強さと美しさ」という異質で観念的な価値を、「用いる」という現実的な場で調和させるという考え方<sup>1-1,2)</sup>）は、現代においても十分通用する「建築の原点」であり、本会会員が、常々心に留め、成長の礎としたい理念です。

#### 2. 優れた建築技術の継承

日本の「建築」の歴史は、少なくとも一万数千年前の縄文時代に遡ると言われていますが、それ以降、「用具の開発」・「材料の確保」・「技術の習得と伝承」・「先進的な知識の摂取」などにおいて、多種多様な試行錯誤が重ねられ、今日の建築技術に至っています。

本会会員は、このようにして築かれた「優れた建築技術」を着実に継承すると共に、「正しく利用すること」や「新たな工夫を加える」ことも心掛けたいものです。

また、万が一、新しい技術に頼れないような不測の事態が起きても、古い技術を受け継いでいけば、それが「根源的な安心」の基になり得ることも忘れてはなりません。

#### 3. 地域に残る伝統文化の崇敬

全国各地に残る伝統文化は、有形・無形を問わず、「その地域の人達が中心となり、何代にもわたって、日本人が心から大切にしてきたもの」です。特に、「有形の伝統文化」については、神社・寺院・城郭・数寄屋・古民家などから近代建築に至るまで、「建築」が深く関わり、根底から「先人達の思い」を支えてきました。

本会会員は、そのような「伝統文化を大切にする姿勢」こそが「現在の自分の職務に対する社会的な評価」に繋がることを肝に銘じ、「多くの日本人が大切に思うもの」をしっかりと後生に伝えていかねばなりません。

＜詳細は「参考文献等リスト」参照＞

- I-1) 日本建築学会の技術者倫理教材 第2版 第1章 典型規範 1.1 社会の形成 (2) 豊かさの保持
- I-2) 建築倫理とウィトルウィウスの3原則

## II. 安全な建築と良質な都市環境の構築

本会会員は、人間生活を脅かす災害や事故を想定して、誰もが安心できる安全な建築と良質な都市環境の構築に最善を尽くす。

### 1. 人間生活を脅かす多様な災害や事故

自然災害や事故は、繰り返し発生しており、都市の安全性が向上しているとはとてもいえない状況にあって、広く建築関係者の社会における倫理的行動がもとめられます。かつて建築関係者の対応が不十分であったことを起因とする場合が少なくありません。単に法令を遵守していることで足りりとするのではなく、建築の安全性についての建築主の役割と設計者の責務を認識する必要があります。本会会員は、経験と専門的知識を活用することにより、自然災害や事故の予見性を明らかにした上で、必要に応じて対策を講ずるよう自治体に働きかけることが求められます。

### 2. 誰もが安心できる安全な建築

建築は安全であることが求められますが、どのような建築であっても100%安全ということはないので、建築の規模、その建つ地域・地盤や使われ方などを十分理解した上で、適切な安全性が確保される必要があります。わが国は、平野部でも傾斜地は少なくなく、地震や洪水への対応もさまざまです。その際に、建築の専門家としては、建築主や利用者、周辺の住民に、その安全性の適切さについて、ハザードの確率や被害規模の予測とその意味について説明することが求められます。

### 3. 良質な都市環境の構築

良質な都市環境は、そこに住む人々と建築や都市の専門家の不断の努力によって構築され保全されるものです。土地や建築は私有財産であっても社会資産を形成し都市環境の要素を構成するものです。かつて開発志向による国や自治体の政策が都市環境を歪めることとなった例が少なくなく、結果としてリスクを増大させて来たことを反省し、市場経済下における過度な利潤の追求が都市環境を損なうことのないよう、専門家としての役割を果たさなくてはなりません。本会会員も、市民としてあるいは専門家として積極的にかかわることが必要です。

## 行動規範 III

### III. 機能的で美しい生活環境の創造

本会会員は、自らの叡智と培った技能を最大限に発揮して、人類の発展と福祉のために、機能性に配慮した美しい生活環境の創造を目指す。

#### 1. 人類の発展と福祉への貢献

すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有しています。私有財産としての建築物は社会資産でもあることから、建築の構築にかかわる本会会員には、自らの叡智と培った技能を最大限に発揮して、人々が安全に安心して社会生活を営むことができる居住空間とともに、公共の福祉に資する生活環境を創造するために積極的に貢献する責務が求められます。

#### 2. 機能性に配慮した生活環境の構築

人々が生活する社会や環境を構成する多種多様な建築物には、それぞれの用途に適応した品質と性能を装備することが要求されます。それらの機能性に配慮した生活環境の創造を目指すためには、当該建築物にかかわる建築主、設計者、施工者、施設管理者、その利害関係者等の立場から、当該建築物の要求性能を示す「建築企画書(ブリーフ)」<sup>III-1)</sup>を作成して相互に共有することが肝要です。建物施設の利用者からの要求性能には、利便性、快適性、健康性、安全性などがあり、建築主や施設管理者からの要求性能には、経済性、信頼性、脱炭素対応、維持管理・更新への配慮など当該建築物の施工・運用・除却に至るまでの生涯にわたる機能性があります。そのため、本会会員には、継続的な自己研鑽<sup>III-2)</sup>により高度な技術水準を追求するとともに、深い知識と高い倫理観や判断力を持って、生活環境の構築に貢献する姿勢が求められます。

#### 3. 美しい生活環境の創造

私たちが暮らす生活環境には、その安全性や機能性ととともに、「美しさ」を装備したデザイン性が要望されます。人々が「美しい」と感じる美意識は、個人差がありますが、多種多様な場面に存在します。それは、身近な生活用具の「用の美」から巨大な建築物の造形美や美しいまちなみの景観に至るまで、悠久の流れの中で、「美しい生活環境」が創造されてきました。本会会員は、建築分野の様々な場面において、「美」を感受する素養を身に着けて、自らの創造力として実践的に生かすことが求められます。「美しさ」も「建築企画書(ブリーフ)」に示しておくべき性能の一つです。

<詳細は「参考文献等リスト」参照>

III-1) より良い建築を作るための提言～建築企画書(ブリーフ)の活用に向けて～

III-2) 建築 CPD(継続能力/職能開発)情報提供制度について



## 行動規範 IV

### IV. 地球環境の保全と持続可能な発展

本会会員は、地球環境の保全と持続可能な発展のために、廃棄物や汚染の発生を最小限として、限られた資源の有効な活用に努める。

#### 1. 地球環境の保全

気候危機に人類が適切な対応をしなければ、地球環境が修復不可能な事態に陥り<sup>IV-1)</sup>生物大絶滅が不可避<sup>IV-2)</sup>であると言われていています。気候危機に対処するために早急に温室効果ガス排出を実質ゼロにすること<sup>IV-3)</sup>が求められています。それには、セメントを原料とするコンクリートや鉄、アルミ等を多用し、電力消費に依存した近代建築から、自然素材を活用した適正規模木造長寿命建物に移行する等して、ライフサイクル環境負荷を大幅に早急に削減することが必要です。地球環境の危機的状況を考えると、本会会員は建築、都市と人間生活のあり方全体について根本的に再考し、その変革に率先して取り組むことが求められています。

#### 2 持続可能な発展

建物や都市の計画、建設において、それぞれの現場で様々な試みを率先実行することの積み重ねが、持続可能性の実現につながる最も確実な途である。各々の専門知識、技術、経験を広く他者と共有し、それぞれが思う最善を追求すること、それが本会会員にできる持続可能な発展への貢献への道であると考えます。

生物界においても人間社会においても多様性の尊重が持続可能性を支える基礎となるものと考えられ、建築分野においても同様であり、本会においても会員各々の創意工夫を相互に高めあうよう柔軟な組織として多様性を尊重した活動が、この分野における持続可能な発展につながるものと期待されます。

#### 3. 環境汚染、廃棄物発生の最小化と資源の有効利用

建築物はコンクリート、鉄、木材をはじめ量的にも質的にも多種多様な物資の投入で成り立っており、ことに近代建築は長い人類史において、資源利用と廃棄物発生において、また地表面の人工的被覆において突出して環境負荷が大きい。世界的に旺盛な企業活動の増大に伴い、情報処理技術の急激な進化と発展普及の帰結においても、それが誘発する鉱工業等の環境汚染は、資源利用とも関係して激甚公害、廃棄物最終処分負荷、放射性物質汚染、海洋プラスチック汚染、宇宙ゴミ等、様々な未解決の問題を引き起こしており、建設技術や建物の利用においてもその負荷の一端を担っています。

その環境負荷削減に向けて、本会会員は、建物におけるエネルギー利用と建設素材利用において、また都市の開発や土地利用の計画において、様々な工夫や選択を通じて環境負荷削減に貢献できる大きな可能性があるとともに、その責務を負っています。

環境負荷低減につながる技術開発や実践と並行して、より広い意味での計画者として、例えば里山のような人々の生活が自然環境をより美しく強固にするような、自然に寄り添い風土に適合した生活様式の探求、天変地異に対応し災害被害を最小限に留める国土利用や防災行動等々、人間の活動が地球環境に適切に対応するように、その確立に向けて研究し実践試行して行くことについて、また各種災害被災者の生活再構築や地域社会の再構築に関しても、本会会員は先導的な役割を担うことが期待されています。

<詳細は「参考文献等リスト」参照>

IV-1) このような事態を包括的に「人新世」と呼ぶ：「人新世とSDGs」

IV-2) 世界的共通認識：「恐竜が国連で「絶滅を選ばな」と世界に呼びかけ」

IV-3) これをカーボンニュートラルと呼ぶ：「カーボンニュートラルとは」

## 行動規範 V

### V. 学術的中立性に基づく公益情報の共有と発信

本会会員は、学術的な中立性を基本として、自らがかわる専門の分野における公益性のある情報の共有に努め、積極的に社会へ発信する。

#### 1. 学術的な中立性の確保

「学術的な中立性」は、本会会員が、会員として、学術に関連する活動を行う場合に守らなければならないことです。また、日本建築学会という組織がさまざまな活動を行い、その結果を外部に発信する場合においても、学術団体である以上、中立的な立場から実施しなければなりません。ここでいう「中立性」とは、その成果が学術的な事実に基づき導出されるものであることは当然として、商業的な意図を伴ったり、特定の価値観に基づいて恣意的に行われるものではないことを意味しています。

#### 2. 公益性のある情報の共有

「公益性のある情報」とは、特定の個人や組織内に限定することなく、広く一般社会の利益に供する情報です。本会会員には、本会が永年構築してきた建築分野における学術、技術、芸術に係わる公益性の高い有用な情報<sup>V-1)</sup>を共有して、自らがかわる専門の分野で積極的に活用して情報公開に努めることが求められます。

#### 3. 公益情報の社会への発信

個人としての実際の活動や、組織として共有・発信する情報が、中立性や公益性を有するものであるかどうかの判断は、一義的に定まるものではなく、どのような観点や評価尺度で見ることによって、まったく相反する判断となる場合もありえます。そのような情報を扱う場合には、それが導き出された学術的な根拠を明示するとともに、得られる利益の内容、受益者が誰なのか、その利益を生み出すためのコストがどのくらいでどのようなリソースが必要なのか、逆に不利益を被る人はいないのか、などを明らかにしつつ、透明性が確保される形で議論を行うことや、その過程を含めての情報発信を行う<sup>V-2)</sup>ことが求められます。

本会の法人会員である組織等においては、利潤の追求や、業務の依頼者の要求を優先せざるを得ない場合などもあることが想定されますが、そのような制約の中であっても、できる限り、その構成員、あるいは組織自体によって、この規範に沿った行動がなされるような組織内の環境の整備や意思決定がなされることが求められます。

<詳細は「参考文献等リスト」参照>

V-1) 例えば：

本会発表論文・図書館/建築博物館・委員会活動資料等のデータベース公開状況  
常置調査研究委員会（活動状況）

V-2) 例えば：

対外的意見表明にあたっての申し合わせ  
本会からの要望書・提言・報告書

## 行動規範 VI

### VI. 知的財産の尊重と不可侵

本会会員は、公表された学術的成果や特許等の知的財産を尊重し、他者の知的成果や著作権を侵さない。

#### 1. 学術的成果や特許等の周知と保護

本会会員は、自らの専門分野に拘泥することなく、広い視野を持って、公表された他者の学術的成果や特許等の周知とその保護に留意することが大切です。特に、学術的成果等の内容を確認するためには、国内外の関連学協会が公表する学術文献や発表論文等を、自ら日常的に探索する素養を身に付けることが肝要です。また、特許出願にかかわる発明や実用新案などの技術開発では、先に出願登録した申請者の優先権が国内外において法的に保護されていますが、倫理規範の観点から他者の学術的成果や特許等の権利を侵害することがないように真摯に対処する倫理観が求められます。

#### 2. 知的財産の権利と尊重

知的財産とは、人間の知的活動によって生み出された財産的な価値を持つ創作物やアイデアなどを総称するものです。その創作者の知的財産を占有する権利として、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権等が国内外において法的に保護されていますが、本会会員は、倫理規範の観点から知的財産が保有する意義を十分認識して、創出者の権利を尊重する平常の心構えが大切です。

#### 3. 知的成果や著作権の不可侵

他者が公表した学術文献や著作物等の知的財産を無断で使用する行為は、当該著作者の権利を侵害することになり、それが不作為による場合でも、倫理規範として許されることはありません。

本会会員は、高度情報化が進展する中で、他者が保有する知的成果や著作権等の意義を理解して、他者の権利を侵害することがないように十分配慮しなければなりません。本会では、学術論文等の投稿に際して、倫理規範を醸成する観点から対処すべき倫理規程<sup>VI-1)</sup>を明記しています。

<詳細は「参考文献等リスト」参照>

VI-1) 「論文・作品の発表の場におけるピアレビューに関する倫理規程」

## VII. 地域社会や国際社会への貢献と寄与

本会会員は、会員相互の協力のもとに、他の学術団体や職能集団と協調して地域社会に貢献するとともに、国際社会の発展に寄与する。

### 1. 会員相互の協力と他の学術団体や職能集団との協調

本会会員は、倫理綱領に示された学会の使命を認識し、自ら修得した専門知識を社会に還元する際には専門家としての責任を自覚して公平、公正を心がけ誠心誠意行動する必要があります。また迅速かつ効果的な活動を可能とするため会員相互が協力するとともに他の学術団体や職能集団とも協調することが求められます。

### 2. 地域社会への貢献

様々な学術団体や職能集団は、その構成員が共有する理念や共通の利害を基にして設立されています。本会会員はこれらの団体の倫理綱領等を含めた理念をよく理解し、地域社会への貢献のために自らの専門知識を生かして互いに協調して行動していくことが求められます<sup>Ⅶ-1)</sup>。

その中でも本会会員には、社会基盤としての都市・建築の整備促進に向けた活動強化を目的として、建築ストックを有効に活用し、地球環境問題への対応や大規模災害対応型の防災・減災技術の開発や整備を行うことなども求められます<sup>Ⅶ-2)</sup>。

### 3. 国際社会の発展に寄与

国際社会は、異なる民族、宗教、文化、倫理感を持つ国々の集合体でありそれぞれの国々の目指す方向や利害の調和の上に成り立っています。そのため本会会員は、多国間の思惑や利害関係に影響されることなく、それぞれの国の状況を理解した上で常に高潔な倫理観を持って公平、公正な態度で国際社会の調和ある発展に寄与することが求められます<sup>Ⅶ-3)</sup>。

その中でも本会会員には、国際交流環境の整備を目的として様々な活動を通じて国際交流の総合的かつ戦略的な再構築及び建築教育の国際化支援に努めることが求められます<sup>Ⅶ-2,4,5,6,7)</sup>。

さらに、国際的な学術情報発信のため英文技術情報の整備を行い、加えて国際的な教育認定支援を促進していくことも求められます<sup>Ⅶ-7)</sup>。

<詳細は「参考文献等リスト」参照>

Ⅶ-1) 例えば：土木学会「土木技術者の倫理規定」

Ⅶ-2) 「ビジョン2025 建築の未来への貢献 -これから10年のビジョンと中期計画-」

Ⅶ-3) 例えば：「米国FE試験倫理関連問題とその解説」（日本建築学会「技術者倫理教材」に掲載）

Ⅶ-4) JICA（国際協力機構）「事業について」

Ⅶ-5) 「APEC アーキテクト・プロジェクトのご案内」

Ⅶ-6) 「APEC エンジニア・プロジェクトのご案内」

Ⅶ-7) 例えば：「学協会の国際化ーグローバル化の現状と課題ー 土木学会の取組み」

## 参考文献等リスト

### 【倫理綱領】

- 1) 村松映一「倫理綱領・行動規範の策定について」建築雑誌 1999-1 p.14-20 (会員限定)

<https://www.ajj.or.jp/paper/detail.html?productId=85900>



### 【行動規範Ⅰ：建築技術の継承と伝統文化の崇敬】

- I-1) 本会「日本建築学会の技術者倫理教材 第2版 第1章 典型規範 1.1 社会の形成 (2) 豊かさの保持」2014.3

<https://www.ajj.or.jp/books/productId/590254/>



- I-2) 瀬口昌久「建築倫理とウィトルウィウスの3原則」技術倫理研究第18号 2021

[https://nitech.repo.nii.ac.jp/records/6904/file\\_details/grknit2021\\_1.pdf?filename=grknit2021\\_1.pdf&file\\_order=0](https://nitech.repo.nii.ac.jp/records/6904/file_details/grknit2021_1.pdf?filename=grknit2021_1.pdf&file_order=0)



### 【行動規範Ⅲ：機能的で美しい生活環境の創造】

- Ⅲ-1) 本会 建築設計ブリーフ特別調査委員会「より良い建築を作るための提言～建築企画書（ブリーフ）の活用に向けて～」2007.5.24

<https://www.ajj.or.jp/scripts/request/document/070604-1.pdf>



- Ⅲ-2) 一般財団法人 建築技術教育普及センター「建築 CPD（継続能力／職能開発）情報提供制度について」2017.10.27

[https://www.jaeic.or.jp/navi\\_cpd/kcpd/index.files/kcpd\\_annai\\_20171027.pdf](https://www.jaeic.or.jp/navi_cpd/kcpd/index.files/kcpd_annai_20171027.pdf)



### 【行動規範Ⅳ：地球環境の保全と持続可能な発展】

- IV-1) このような事態を包括的に「人新世」と呼ぶ：外岡 豊「人新世とSDGs」第3部：SDGsの理念と批判、〈特集〉人新世の建築・都市論—SDGs、commons、脱成長をめぐる 建築雑誌 2021-10 (会員限定)

<https://www.ajj.or.jp/paper/detail.html?productId=656041>



- IV-2) 世界的共通認識：国連開発計画駐日代表事務所「恐竜が国連で「絶滅を選ばな」と世界に呼びかけ 国連開発計画、新キャンペーン「Don't Choose Extinction (絶滅を選ばな)」を開始」2021.11.1

<https://www.undp.org/ja/japan/press-releases/konglongkaguoliantejuemiewoxuanfuna-toshijienihuhikake>



- IV-3) これをカーボンニュートラルと呼ぶ：環境省 脱炭素ポータル「カーボンニュートラルとは」(参照：2024.5.22)

[https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon\\_neutral/about/](https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon_neutral/about/)



## 【行動規範V：学術的中立性に基づく公益情報の共有と発信】

V-1) 本会でやっている情報公開の例（一部は会員限定）：

- ・ 本会「本会発表論文・図書館/建築博物館・委員会活動資料等のデータベース公開状況」（参照：2024.5.22）

<https://www.aij.or.jp/scripts/transac/shozai.htm>

- ・ 本会「常置調査研究委員会」（参照：2024.5.22）

<https://www.aij.or.jp/gakujutsushinko.html>

V-2) 本会でやっている要望、提言などの「発信」の例：

- ・ 本会「対外的意見表明にあたっての申し合わせ」2013.5.15

<https://www.aij.or.jp/jpn/databox/taigaitekiiken.pdf>

- ・ 本会「要望書」「提言」「報告書」（参照：2024.5.22）

<https://www.aij.or.jp/request-form.html>

<https://www.aij.or.jp/recommendation.html>

<https://www.aij.or.jp/report.html>

## 【行動規範VI：知的財産の尊重と不可侵】

VI-1) 本会「論文・作品の発表の場におけるピアレビューに関する倫理規程」2021.5.11

<https://www.aij.or.jp/jpn/guide/rinri.pdf>

## 【行動規範VII：地域社会や国際社会への貢献と寄与】

VII-1) 例えば：公益財団法人土木学会「土木技術者の倫理規定」（参照：2024.5.22）

<https://www.jsce.or.jp/rules/rinnri.shtml>

VII-2) 本会「ビジョン2025 建築の未来への貢献 -これから10年のビジョンと中期計画-」2016.4.1

[https://www.aij.or.jp/scripts/request/document/aij\\_2025vision.pdf](https://www.aij.or.jp/scripts/request/document/aij_2025vision.pdf)

VII-3) 例えば：米国FE (Fundamentals of Engineering) 試験倫理関連問題とその解説（日本建築学会「技術者倫理教材」pp121-173 第11章～17章 2014.3.20 WEBサイトからのアクセスは不可）

VII-4) JICA（国際協力機構）「事業について」（参照：2024.5.22）

<https://www.jica.go.jp/activities/>

VII-5) 一般財団法人 建築技術教育普及センター「APEC アーキテクト・プロジェクトのご案内」（参照：2024.5.22）

<http://www.jaeic.or.jp/international/apecarchitect-j/aa-info.html>

VII-6) 一般財団法人 建築技術教育普及センター「APEC エンジニア・プロジェクトのご案内」（参照：2024.5.22）

<http://www.jaeic.or.jp/international/apec/apec-info.html>

VII-7) 例えば：公益社団法人 土木学会国際センター長代行 山川 朝生「学協会の国際化－グローバル化の現状と課題－ 土木学会の取組み」2015.6.5

[https://www.jfes.or.jp/topic/topic20150624\\_general-meeting\\_3-2-4.pdf](https://www.jfes.or.jp/topic/topic20150624_general-meeting_3-2-4.pdf)